

# 福井県報

第 2755 号  
平成 28 年  
8 月 30 日 (火)  
火・金曜日 発行  
1 月 1,800 円 郵送料共

## 目次

### 告示

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(四一一、四一二・森づくり課) ……一

### 公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 (政策統計・情報課) ……二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定 (健康増進課) ……四

### 教育委員会告示

○指定技能教育施設の名称の変更 (七

・高校教育課) ……四

## 告示

福井県告示第 411 号

農林水産大臣から、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 28 年 8 月 30 日

福井県知事 西川 一誠

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大野市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができ

る立木は、当該立木の所在する市町

に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりと

する。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方

法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができ

る立木は、当該立木の所在する市町

に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりと

する。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方

法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができ

大野市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができ

る立木は、当該立木の所在する市町

に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりと

する。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方

法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができ

る立木は、当該立木の所在する市町

に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりと

する。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方

法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県

庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができ

る立木は、当該立木の所在する市町

に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりと

する。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方

法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、

省略し、その図面および関係書類を福井県

庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供

する。)

福井県告示第412号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法

律第249号)第33条の3において準用す

る同法第29条の規定により、保安林の指定

施業要件を変更する予定である旨の通知があ

ったので、同法第33条の3において準用す

る同法第30条の規定により、次のとおり告

示する。

平成28年8月30日

福井県知事 西川 一誠

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができ

る立木は、当該立木の所在する市町

に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりと

する。

(「次の図」および「次のとおり」は、

省略し、その図面および関係書類を福井県

庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供

する。)

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択

伐による。

大野市(国有林。次の図に示す部

分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に

係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができ

る立木は、当該立木の所在する市町

に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりと

する。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。  
平成28年8月30日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項  
(1) 調達をする物品(以下「調達物品」という。)の名称および数量

福井県電子自治体推進協議会電子申請サービス更新および運用業務 一式(長期継続契約)

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書、福井県電子自治体推進協議会電子申請サービス更新および運用業務仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。  
(3) 契約期間  
契約締結日から平成34年2月28日(月)まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)にかかると競争入札の参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から

開札までに資格の審査の申請を行い、この入札にかかる特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納のない者であること。

(5) 入札の日から過去5年間において、公告業務と同種同程度以上の業務を行った実績を有する者であること。

(6) 福井県電子自治体推進協議会電子申請サービス更新および運用業務の提供体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができること。

(7) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(8) 都道府県において電子申請サービスを提供しているシステムを提供できる者であること。

(9) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者

を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者  
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者  
オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札にかかる入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用にかかる電子計算機と入札に参加する者の使用にかかる電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札

参加確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「福井県物品等電子入札運用要領」、「福井県物品調達等の電子入札に関する取扱いについて」による。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者については、入札説明書別紙様式3)に、福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がないことを確認できる書類およびその他必要と認められる書類(以下「資料」という。)を添えて次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けるものとする。なお、期限までに申請書を提出しない者または確認を受けられなかった者は、この入札に参加することができない。

(1) 申請書等の提出期限

平成28年8月30日(火)から平成28年9月12日(月)まで(休日を除く。)の9時00分から17時00分まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者  
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたフレイルに記録されなければならない。申請書の提出に使用するICカード

は、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者  
提出期間内に提出先へ直接持参または配達証明付書留郵便により提出すること。

ウ 提出先  
〒910-8580  
福井市大手3丁目17番1号  
福井県総合政策部政策統計・情報課

(3) 資格確認等の通知  
資格確認等の結果は、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、書面により通知する。

(4) 入札参加資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明  
ア 資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合においては、平成28年9月30日(金)17時00分までに説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所に提出しなければならない。

イ 県は、説明を求める者に対して、平成28年10月4日(火)17時00分までに書面により回答するものとする。

5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法  
4(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間および場所

ア 入札書の提出期間  
平成28年10月11日(火)8時30分から平成28年10月12日(水)12時00分まで

イ 場所

福井市大手3丁目17番1号  
福井県総合政策部政策統計・情報課

(3) 開札日時および場所

ア 開札日時  
平成28年10月12日(水)15時00分

イ 場所

福井市大手3丁目17番1号  
福井県総合政策部政策統計・情報課

(4) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先  
〒910-8580  
福井市大手3丁目17番1号

福井県総合政策部政策統計・情報課  
電話 0776-20-0270

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) この入札に関する一連の手続きおよび契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨  
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金  
福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効  
福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) この契約の履行期間は契約締結日から平成34年2月28日(月)である。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

申請者の受付時期  
福井県の休日を含め定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

申請書の交付場所及び提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県政策統計・情報課IT推進グループ

電話：0776-20-0270

(7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員

または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがありますので注意してください。

(8) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :  
Update the e-Application Services of Fukui e-Local Government Association, and operation of the service 1set

(2) Date, time of Bidding :  
15:00, 12th October 2016

(3) The place for delivery and Contact for notice :  
Information Policy Division,  
Department of General Policy,  
Fukui Prefectural Government, 3-17-1,  
Ote, Fukui City, Fukui prefecture,  
910-8580 Japan.  
Tel 0776-20-0270

第13条第1項の規則により、次のとおり公示する。

平成28年8月30日  
福井県知事 西川 一誠

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
(1) 特定役務の名称  
健康情報ネットワークシステム改修業務委託

(2) 特定役務の数量  
一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県健康福祉部健康増進課  
福井県福井市大手3丁目17番1号

3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年7月19日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社システム研究所  
福井県福井市御幸2丁目17-25

5 随意契約に係る契約金額  
35,650,800円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約の理由  
改修前のシステムは、株式会社システム研究所が開発し、運用保守・更新業務を行っており、また、当該システムのプログラムの著作権は開発元である同社が有しているため。

福井県教育委員会告示第7号  
学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第1項の規定に基づき、指定技能教育施設の所在地を変更したので、同条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成28年8月30日  
福井県教育委員会

一般社団法人 W I L L B E 高等学校  
変更後の  
福井市中央3丁目1番3号  
所在地  
太田屋ビル

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第7号

平成28年8月30日  
福井県教育委員会

平成28年8月30日

福井県教育委員会

Table with 2 columns: 変更後の所在地, 福井市中央3丁目1番3号 太田屋ビル

平成二十八年八月三十日  
福井県教育委員会

福井県教育委員会

福井県教育委員会

福井県教育委員会